国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （趣旨） 第１条　この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第４条第１項ただし書きの規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院工学府（産業技術専攻に限る。）に勤務する教育職員の就業に関する特例について、必要な事項を定めるものとする。 （適用範囲等） 第２条　この規程は、前条に規定する教育職員（農学研究院又は工学研究院に所属する教育職員を除く。以下「教育職員」という。）に対して適用する。	本則 （趣旨） 第１条　この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第４条第１項ただし書きの規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院工学府に所属し産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例について、必要な事項を定めるものとする。 （適用範囲等） 第２条　この規程は、前条に規定する教育職員（農学研究院又は工学研究院に所属する教育職員及び工学府に所属する常時勤務を要する教育職員を除く。以下「教育職員」という。）に対して適用する。	産業技術専攻に勤務する常時勤務を要する教育職員には適用しないとする改正

附　則（令和３年４月21日教規程第23号）

この規程は、令和３年４月21日から施行する。